

長 建 協 発 第 46 号
平成26年 4月18日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「領収証」等にかかる印紙税の非課税範囲の拡大について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さえ、平成26年4月1日以降に作成される「金銭または有価証券の受取書（いわゆる領収証など）」は、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなった旨、国税庁より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。